

総合事業費(通所型・訪問型サービス)請求における留意事項

1. 介護予防通所介護・介護予防訪問介護の報酬算定について

【予防給付】

○介護予防通所介護・介護予防訪問介護については、介護認定の区分変更等を伴わず「月途中から利用を開始」もしくは「月途中で利用を終了」する場合は介護予防通所介護・介護予防訪問介護の日割要件に該当しないことから月包括報酬を算定する。

【従来どおり変更なし】

4月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
										介護予防通所介護・介護予防訪問介護利用開始																				
介護予防通所介護・介護予防訪問介護利用終了																														
介護予防通所介護・介護予防訪問介護算定対象期間(月包括)																														

2. 通所型・訪問型サービスの報酬算定について

通所型・訪問型サービスについては、従来の介護予防通所介護・介護予防訪問介護と異なり、下記のとおり日割で算定することとなる。

なお、日割の起算日は契約日・契約解除日となることに留意して下さい。

① 月途中から通所型・訪問型サービスの利用を開始する場合(※1)

【総合事業】

○通所型・訪問型サービスについては「契約日」を起算日として報酬を算定する。

4月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
															↑ 契約日	↑ 通所型・訪問型サービス利用開始														
通所型・訪問型サービス算定対象期間(日割)																														

※1 ただし、契約した月においてサービス利用がなかった場合は、この限りではない。

② 月途中で通所型・訪問型サービスの利用を終了する場合(※2)

【総合事業】

○通所型・訪問型サービスについては「契約解除日」を起算日として報酬を算定する。

4月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通所型・訪問型サービス利用											契約解除日 ↑																			
通所型・訪問型サービス算定対象期間(日割)																														

※2 ただし、契約解除した月においてサービス利用がなかった場合は、この限りではない。